

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年5月17日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2200736 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2300018 号

## 第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成 16 年 12 月 27 日の標準賞与額を 66 万 2,000 円、平成 17 年 12 月 27 日の標準賞与額を 65 万 4,000 円に訂正することが必要である。  
平成 16 年 12 月 27 日及び平成 17 年 12 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る平成 16 年 12 月 27 日及び平成 17 年 12 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成 16 年 12 月 27 日の標準賞与額を 67 万 8,000 円、平成 17 年 12 月 27 日の標準賞与額を 68 万 8,000 円に訂正することが必要である。  
平成 16 年 12 月 27 日及び平成 17 年 12 月 27 日の訂正後の標準賞与額 (上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 12 月  
② 平成 17 年 12 月

年金事務所からのお知らせにより、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録が漏れていることに気付いた。年末手当支給票を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者から提出された年末手当支給票及びA社から提出された平成 16 年分及び平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿 (以下「源泉徴収簿」という。) から判断すると、請求者は当該期間に同社から賞与を支給され、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。  
一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、年末手当支給票及び源泉徴収簿により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は66万2,000円、請求期間②は65万4,000円とすることが妥当である。

また、賞与支給日については、源泉徴収簿により確認できる賞与支給月日から、請求期間①は平成16年12月27日、請求期間②は平成17年12月27日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月27日及び平成17年12月27日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成16年12月27日及び平成17年12月27日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①及び②について、年末手当支給票及び源泉徴収簿により、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回っていることが確認できる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、平成16年12月27日は67万8,000円、平成17年12月27日は68万8,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①及び②の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200688号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300003号

## 第1 結論

昭和58年\*月から昭和61年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年\*月から昭和61年9月まで

請求期間について、私が20歳になったときに、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。国民年金保険料を納付した際の領収書等はないが、母親が記録した家計簿の記載の中に国民年金保険料納付の記載が確認できる。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続きを行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は昭和63年4月1日であり、入力処理は平成元年9月19日に行われていることが確認できることから、請求者の国民年金番号「\*」は同年9月頃に払い出されたと推認できる。

また、請求者は、保有するのは1冊のみであるとして年金手帳を提出しているところ、当該年金手帳は、昭和63年6月に婚姻した後の姓で交付されている上、国民年金番号は、請求者が請求期間後に住民登録を行ったA市を管轄するB社会保険事務所(当時)において払い出された国民年金番号である。

さらに、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、上記の国民年金番号以外に国民年金番号が払い出されていることを確認することができない。

加えて、請求者が請求期間当時に居住していたとするC市(現在は、D市)において、昭和58年\*月から同年\*月までの期間に払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名について国民年金手帳記号番号払出簿にて目視の調査を行ったが、請求者の氏名は確認できなかった。

これらのことから、請求者は、平成元年9月頃にA市において初めて国民年金の加入手続きを

行ったと考えられるほか、請求期間は国民年金の未加入期間とされていることから請求期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを証明する資料として、請求者の母親が記録していた昭和 61 年の家計簿を提出しているところ、当該家計簿は損傷が激しく納付日は確認出来ないものの、国民年金保険料として 6,740 円の支出が 4 回記載されていることは確認でき、この金額は、昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料月額 1 人分の金額と一致するため、同年 1 月から 4 月まで各月の支払と認められる。

一方、オンライン記録によると、請求期間当時、請求者の属する世帯において、国民年金被保険者は母親のみであることが確認でき、母親は、昭和 36 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付し、同年 4 月以降は国民年金第 3 号被保険者となっていることから、当該家計簿に記載された国民年金保険料は、母親の国民年金保険料と推認できる。

さらに、D 市の国民年金の担当者は、現行の国民年金システムには転出者情報も含め保管されているが、請求者の加入記録情報は確認できない旨陳述している。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、既に亡くなっていることから、当時の状況について証言を得ることができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。